岡 崎 市 議 会 議 案

令 和 8 年 9 月 定 例 会

令和８年９月岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件　　名	ページ
認定１	令和７年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について	5
認定２	令和７年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について	7
認定３	令和７年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	9
認定４	令和７年度岡崎市下水道事業会計の決算の認定について	11
95	工事請負の契約の変更について（市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事）	13
96	特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）	15
97	物品の無償貸付けについて（グリーンスローモビリティ）	17
98	物品の取得について（バスケット台及びショットクロック）	19
99	財産及び物品の譲与について（ふれあいドーム岡崎）	21
100	財産の無償貸付けについて（ふれあいドーム岡崎に係る用地）	23
101	市道路線の廃止について	25
102	市道路線の認定について	29
103	物品の取得について（消防指令システム整備業務に係る機器一式）	31
104	和解及び損害賠償の額を定めることについて	33
105	工事請負の契約について（岡崎市立美川中学校北棟大規模改修工事）	35
106	工事請負の契約について（岡崎市立美川中学校北棟大規模改修電気設備工事）	37
107	工事請負の契約について（岡崎市立矢作北小学校東棟大規模改修工事）	39
108	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	41
109	岡崎市交通安全対策会議条例の廃止について	43
110	岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について	45

111	岡崎市農林産物等展示即売施設条例の一部改正について	47
112	岡崎市都市公園条例の一部改正について	49
113	令和８年度岡崎市一般会計補正予算（第４号）	53
114	令和８年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）	63
115	令和８年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）	67
116	令和８年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	69
117	令和８年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）	73
118	令和８年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第１号）	77

令和８年認定第１号

令和７年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和７年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

令和８年認定第２号

令和７年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

令和８年認定第３号

令和７年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、令和７年度岡崎市水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第４項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

未処分利益剰余金	1,201,279,596円
資本金への組入れ	1,201,279,596円

令和８年認定第４号

令和７年度岡崎市下水道事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和７年度岡崎市下水道事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

令和８年第95号議案

工事請負の契約の変更について

令和７年11月18日専決「工事請負の契約の変更の専決処分について（市道岡崎阿知和スマートインター線東阿知和橋橋りょう整備工事）」を経て締結した工事請負の契約について、次のように変更するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

「４　契約金額」中「431,465,100円」を「473,655,600円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和８年第96号議案

特定事業の契約の変更について

令和８年６月22日議決「特定事業の契約の変更について（岡崎市阿知和地区工業団地造成事業）」を経て締結した特定事業の契約について、次のように変更するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

「４　契約金額」中「20,518,128,400円」を「21,027,820,000円」に改める。

（理由）

この案を提出したのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により必要があるによる。

令和８年第97号議案

物品の無償貸付けについて

次のとおり、物品を無償で貸し付けるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　貸付けの目的
北斗台地区における公共ライドシェア事業の実施のため
２　貸し付ける物品
グリーンスローモビリティ　１両
３　貸付けの相手方
岡崎市細川町字窪地77番地201
北斗台町内会　代表者　総代　佐藤　又二
４　貸付期間
令和８年11月６日から令和11年３月31日まで

（理由）
この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により必要があるによる。

令和８年第98号議案

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的
スポーツの用に供するため
２　買入物品
⑴　バスケット台　１個
⑵　ショットクロック　２個
３　契約方法
一般競争入札
４　買入金額
39,490,000円
５　納品期限
令和９年２月１日
６　契約の相手方
岡崎市矢作町字北河原１番地
株式会社フットジョグ

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和８年第99号議案

財産及び物品の譲与について

次のとおり、建物、工作物及び物品を譲与するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　譲与する財産及び物品

⑴　建物（ふれあいドーム岡崎）

所　在	名　称	構　造	延床面積
岡崎市下青野町字天神77番地、78番地	店舗	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建て	1,298.91平方メートル
	店舗・ガラス温室	軽量鉄骨造ガラス板ぶき平家建て	33.60平方メートル
	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て	135.52平方メートル

⑵　工作物及び物品

一式

２　譲与の相手方

岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地１

あいち三河農業協同組合

３　譲与の理由

ふれあいドーム岡崎をあいち三河農業協同組合に移管し、持続可能な産地直売施設の運営と、更なる経営の効率化、売上げの向上及び消費者交流を図るため、これらの財産を譲与する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により必要があるによる。

令和８年第100号議案

財産の無償貸付けについて

次のとおり、土地を無償で貸し付けるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　貸付けの目的
ふれあいドーム岡崎に係る用地
２　貸し付ける土地

所　在	地目	面積
岡崎市下青野町字天神地内	田	6,312平方メートル

３　貸付けの相手方
岡崎市坂左右町字葦ノ部18番地１
あいち三河農業協同組合
４　貸付期間
令和９年４月１日から令和24年３月31日まで

（理由）
この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第６号の規定により必要があるによる。

凡例	
	貸し付ける土地

令和８年第101号議案

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

路線番号	路　線　名	起　　点
		終　　点
４８７７	橋目新屋敷８号線	岡崎市橋目町字新屋敷
		岡崎市橋目町字屋敷
６２７０	駅西73号線	岡崎市柱一丁目
		岡崎市針崎一丁目

（理由）

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により必要があるによる。

N
県道鶯鴨安城線
橋目町
4877　橋目新屋敷８号線
主要地方道名古屋岡崎線
凡　例
廃止する道路

N
柱一丁目
県道岡崎幸田線
主要地方道岡崎碧南線
6270 駅西73号線
針崎一丁目
針崎二丁目
凡　例
廃止する道路

令和８年第102号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

路線番号	路　線　名	起　　点
		終　　点
６２７０	駅西73号線	岡崎市針崎一丁目
		岡崎市針崎一丁目

（理由）

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第８条第２項の規定により必要があるによる。

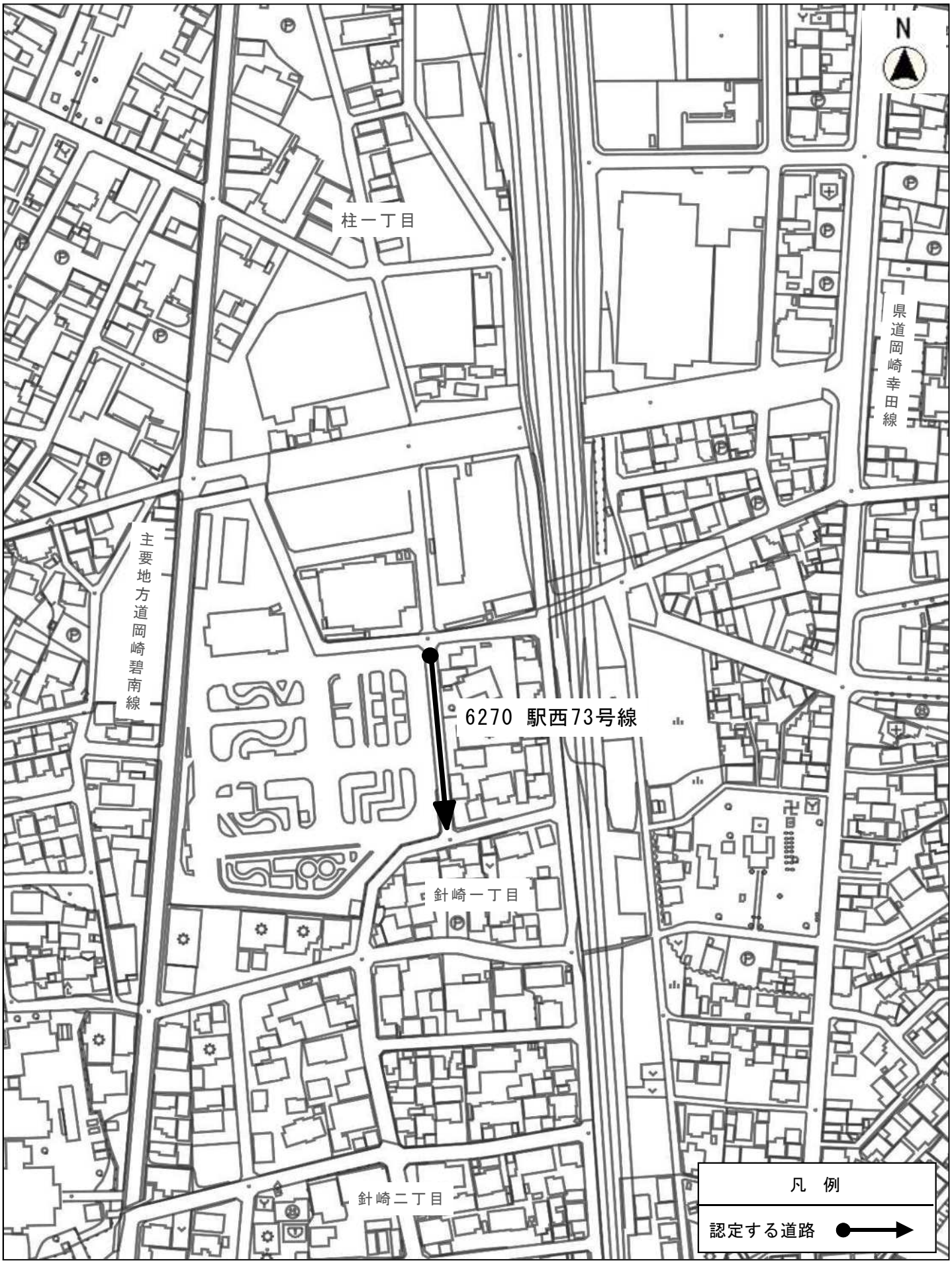
N
柱一丁目
県道岡崎幸田線
主要地方道岡崎碧南線
6270 駅西73号線
針崎一丁目
針崎二丁目
凡 例
認定する道路

令和８年第103号議案

物品の取得について

次のとおり、物品を買い入れるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　買入目的
消防業務の用に供するため
２　買入物品
消防指令システム整備業務に係る機器一式
３　契約方法
随意契約
４　買入金額
2,645,165,600円
５　納品期限
令和10年３月31日
６　契約の相手方
名古屋市中区錦一丁目17番１
ＮＥＣネッツエスアイ株式会社　中日本支社

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第３条の規定により必要があるによる。

令和８年第104号議案

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり、和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　事故の概要

⑴　日時

令和８年４月24日午後２時45分頃

⑵　場所

岡崎市橋目町字西遠山地内

⑶　内容

岡崎市職員が岡崎市立矢作北小学校の職員駐車場において、草刈作業中に草刈機で跳ね飛ばした石が、駐車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部ドア、後部ガラス等が損傷した。

２　損害賠償額

1,754,016円

３　和解条項

⑴　岡崎市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金1,754,016円の支払義務があることを認める。

⑵　岡崎市は、⑴の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

⑶　岡崎市は、本件和解に基づく費用支払に関し、相手方に一切の経済的・精神的負担をかけないよう、誠意をもって速やかに履行するものとする。

⑷　岡崎市及び相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（理由）

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号及び第13号の規定により必要があるによる。

令和８年第105号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　契約目的
岡崎市立美川中学校北棟大規模改修工事
２　工事概要
⑴　北棟大規模改修
鉄筋コンクリート造４階建て　延べ3,486平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
⑵　エレベーター棟増築
鉄骨造４階建て　延べ52.76平方メートル
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
630,300,000円
５　完成期限
令和９年10月29日
６　契約の相手方
岡崎市上六名町字木ノ座３番地
株式会社中根組

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和８年第106号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　契約目的
岡崎市立美川中学校北棟大規模改修電気設備工事
２　工事概要
⑴　大規模改修電気設備工事一式
⑵　エレベーター棟増築電気設備工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
251,350,000円
５　完成期限
令和９年12月10日
６　契約の相手方
岡崎市美合町字本郷290番地
株式会社戸松電気工業所

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和８年第107号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

１　契約目的
岡崎市立矢作北小学校東棟大規模改修工事
２　工事概要
鉄筋コンクリート造３階建て　延べ1,796平方メートル
外部改修工事一式
内部改修工事一式
３　契約方法
一般競争入札
４　契約金額
308,000,000円
５　完成期限
令和９年10月29日
６　契約の相手方
岡崎市明大寺町字出口14番地
杉林・大黒屋建設特定建設工事共同企業体

（理由）
この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第２条の規定により必要があるによる。

令和８年第108号議案

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第１条　岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第８条中「及び介護時間」を「、介護時間及び障がい児等子育て部分休暇」に改める。

第11条第１項第２号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

第12条の２の次に次の１条を加える。

（障がい児等子育て部分休暇）

第12条の３　障がい児等子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項に規定する障がい者又は同条第２項に規定する障がい児で、小学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　障がい児等子育て部分休暇の時間は、規則で定める１年の期間ごとに、１日につき２時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　障がい児等子育て部分休暇については、給与条例第14条第１項の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第19条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

第14条中「第12条の２」を「第12条の３」に改める。

（岡崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　岡崎市職員の育児休業等に関する条例（平成４年岡崎市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第26条第２項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第12条の３第１項の規定による障がい児等子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該障がい児等子育て部分休暇」に改め、同条第３項中「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改め、「いう。)」の次に「又は前項に規定する障がい児等子育て部分休暇に相当する休暇」を、「から当該」の次に「特別休暇に相当する」を加え、「又は当該介護をするための時間」を「、当該介護をするための時間又は当該障がい児等子育て部分休暇に相当する休暇」に改める。

第26条の２に次の１項を加える。

２　勤務時間条例第12条の３第１項の規定による障がい児等子育て部分休暇又は当該障がい児等子育て部分休暇に相当する休暇の承認を受けている職員については、第２号部分休業を承認することはできない。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。ただし、第１条中岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条第１項第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員との均衡を図るため、特別休暇の取得事由を見直し、及び障がい児等を養育する職員の育児等と仕事の両立支援に関する所要の規定を整備する必要があるによる。

令和８年第109号議案

岡崎市交通安全対策会議条例の廃止について

岡崎市交通安全対策会議条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市交通安全対策会議条例を廃止する条例

岡崎市交通安全対策会議条例（昭和45年岡崎市条例第55号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、本市の交通安全施策の方向性を踏まえ、岡崎市交通安全対策会議を廃止する必要があるによる。

令和８年第110号議案

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部改正について

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

岡崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成27年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第１アの表中「1,000円」を「2,000円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「3,000円」を「4,000円」に改め、別表第１イの表中

「

その他の世帯	午後６時から午後７時まで	1,000円
	午後６時から午後10時まで	6,000円

」

を

「

その他の世帯	午後６時から午後７時まで	2,000円

」

に改める。

附　則

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第１の規定は、延長保育を利用した月が令和９年４月以後の場合における延長保育料について適用し、延長保育を利用した月

が同年３月以前の場合における延長保育料については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、延長保育の実施に係る運営費用の上昇に伴い、延長保育料の適正化を図る必要があるによる。

令和８年第111号議案

岡崎市農林産物等展示即売施設条例の一部改正について

岡崎市農林産物等展示即売施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市農林産物等展示即売施設条例の一部を改正する条例

岡崎市農林産物等展示即売施設条例（平成８年岡崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第３条の表ふれあいドーム岡崎の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、ふれあいドーム岡崎をあいち三河農業協同組合に移管し、持続可能な産地直売施設の運営と、更なる経営の効率化、売上げの向上及び消費者交流を図るため、公の施設である当該施設を廃止する必要があるによる。

令和８年第112号議案

岡崎市都市公園条例の一部改正について

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例

岡崎市都市公園条例（昭和32年岡崎市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第17条第２項第２号中「籠田公園」の次に「、南公園」を加え、同条第４項中「同表備考６」を「同表備考７」に、「同表備考８」を「同表備考９」に、「同表備考11から備考13まで」を「同表備考12から備考14まで」に改める。

附則第２項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の１項を加える。

３　岡崎市都市公園条例の一部を改正する条例（令和５年岡崎市条例第38号）による改正前の別表第２の岡崎市民プール、南公園交通広場及び南公園遊戯施設の共通回数券の利用のときの規定により発行した共通回数券で現に存するものは、１片につき20円相当額として、なお使用することができる。

別表第１東公園の項の次に次のように加える。

南公園	南公園交通広場	ゴーカート
		バッテリーカー
	南公園遊戯施設	小型自動遊具
		子供汽車
		サイクルモノレール
		てんとう虫型回転遊具
		動物型乗物遊具
		メリーゴーラウンド
		観覧車

			りす型空中回転遊具	
			ティーカップ	

別表第２中

「

			全日	10,380
			延長時間30分につき	820

」

を

「

			全日	10,380
			延長時間30分につき	820
南公園交通広場南公園遊戯施設	南公園交通広場の利用のとき	ゴーカート	１人１回	50
		バッテリーカー	１回	50
	南公園遊戯施設の利用のとき	小型自動遊具	１回	20
		子供汽車	１人１回	60
		サイクルモノレール	１人１回	60
		てんとう虫型回転遊具	１人１回	100
		動物型乗物遊具	１回	100
		メリーゴーラウンド	１人１回	100
		観覧車	１人１回	100
		りす型空中回転遊具	１人１回	100
		ティーカップ	１人１回	100
	１日券の利用のと	ゴーカート 子供汽車 サイクルモノレール	１人日額	600

		き	てんとう虫型回転遊具 メリーゴーラウンド 観覧車 りす型空中回転遊具 ティーカップ		

」

に改める。

別表第２中備考13を備考14とし、同表備考12中「備考８」を「備考９」に改め、同表中備考12を備考13とし、備考８から備考11までを備考９から備考12までとし、同表備考７中「備考６ただし書」を「備考７ただし書」に改め、同表中備考７を備考８とし、備考６を備考７とし、備考５の次に次のように加える。

６　ゴーカート、子供汽車、サイクルモノレール、てんとう虫型回転遊具、メリーゴーラウンド、観覧車、りす型空中回転遊具及びティーカップを３歳未満の者が利用する場合においては、この表の規定にかかわらず、無料とする。

附　則

この条例は、令和９年４月３日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、南公園の有料公園施設の供用を再開することに伴い、その使用料を定める必要があるによる。

令和８年第113号議案

令和８年度岡崎市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度岡崎市の一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,178,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158,422,873千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第２条　継続費の変更は、「第２表　継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第３条　繰越明許費の追加及び変更は、「第３表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		27,243,948	96,962	27,340,910
	1 国庫負担金	22,448,095	44,421	22,492,516
	2 国庫補助金	4,707,319	53,695	4,761,014
	3 委託金	88,534	△1,154	87,380
17 県支出金		12,839,106	69,094	12,908,200
	1 県負担金	7,528,913	22,210	7,551,123
	2 県補助金	4,289,361	46,884	4,336,245
19 寄附金		649,057	92,500	741,557
	1 寄附金	649,057	92,500	741,557
20 繰入金		8,632,659	5,051	8,637,710
	1 特別会計繰入金	156,150	3,551	159,701
	2 基金繰入金	8,476,509	1,500	8,478,009
21 繰越金		556,755	672,339	1,229,094
	1 繰越金	556,755	672,339	1,229,094
22 諸収入		5,612,323	221,607	5,833,930
	5 雑入	3,976,671	221,607	4,198,278
23 市債		5,075,000	21,000	5,096,000
	1 市債	5,075,000	21,000	5,096,000
歳　入　合　計		157,244,320	1,178,553	158,422,873

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		14,382,812	50,145	14,432,957
	1 総務管理費	9,119,378	43,105	9,162,483
	2 総務諸費	2,855,137	7,040	2,862,177
3 民生費		68,989,036	82,990	69,072,026
	1 社会福祉費	17,189,375	6,221	17,195,596
	2 老人福祉費	12,887,884	46,772	12,934,656
	3 児童福祉費	32,975,944	24,997	33,000,941
	4 生活保護費	5,935,832	5,000	5,940,832
4 衛生費		16,598,121	200,177	16,798,298
	1 保健衛生費	5,605,391	5,099	5,610,490
	3 環境費	1,702,854	126,811	1,829,665
	4 清掃費	4,802,612	68,267	4,870,879
5 労働費		105,669	3,149	108,818
	1 労働諸費	105,669	3,149	108,818
6 農林業費		1,758,702	48,474	1,807,176
	1 農業費	726,637	48,474	775,111
7 商工費		3,233,749	227,510	3,461,259
	1 商工費	3,233,749	227,510	3,461,259
8 土木費		24,249,819	296,114	24,545,933
	2 交通安全対策費	292,969	5,276	298,245
	3 道路橋りょう費	5,101,416	31,525	5,132,941
	5 都市計画費	10,447,642	254,013	10,701,655
	6 公園緑地費	4,404,215	5,300	4,409,515
9 消防費		4,896,387	74,939	4,971,326
	1 消防費	4,896,387	74,939	4,971,326
10 教育費		15,774,758	195,055	15,969,813

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
	1 教育総務費	2,603,407	27,834	2,631,241
	2 小学校費	1,814,886	84,035	1,898,921
	3 中学校費	1,342,187	71,880	1,414,067
	4 学校教育費	6,803,663	1,896	6,805,559
	5 社会教育費	2,390,248	8,220	2,398,468
	6 保健体育費	820,367	1,190	821,557
歳　出　合　計		157,244,320	1,178,553	158,422,873

第２表　継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
			千円		千円	千円		千円
２総務費	２総務諸費	シビックセンター施設整備事業	2,280,117	令和６年度	700	2,269,117	令和６年度	700
				令和７年度	1,190,769		令和７年度	1,190,769
				令和８年度	1,088,648		令和８年度	1,077,648

第３表　繰越明許費補正

１　追加

款	項	事業名	金額
			千円
８ 土木費	１ 土木管理費	総合現業事務所保全事業	1,991
９ 消防費	１ 消防費	消防施設保全事業	15,191
		消防自動車等購入事業	41,000
10 教育費	４ 学校教育費	総合学習センター施設保全事業	1,980
	６ 保健体育費	スポーツ施設整備事業	2,695

２　変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
			千円		千円
８ 土木費	５ 都市計画費	スマートインターチェンジ整備事業	258,811	スマートインターチェンジ整備事業	507,395

第４表　地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備事業費	千円 167,000	普通貸借又は証券発行	7.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。ただし、融資条件又は財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。
計	5,075,000			

補		正	後
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 188,000	変更なし	変更なし	変更なし
5,096,000			

令和８年第114号議案

令和８年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算
（第２号）

令和８年度岡崎市の阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,630,007千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		512,446	36,560	549,006
	1 一般会計繰入金	512,446	36,560	549,006
歳　入　合　計		8,593,447	36,560	8,630,007

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 工業団地造成費		8,085,132	36,560	8,121,692
	1 工業団地造成費	8,085,132	36,560	8,121,692
歳　出　合　計		8,593,447	36,560	8,630,007

令和８年第115号議案

令和８年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の債務負担行為）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表　債務負担行為」による。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　債務負担行為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
納入通知書印字封入封緘に要する経費	令和９年度	千円 12,254
督促状等印字封入封緘に要する経費	令和９年度	5,905

令和８年第116号議案

令和８年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和８年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,365,239千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 繰入金		1,179,608	1,025	1,180,633
	1 一般会計繰入金	1,179,608	1,025	1,180,633
4 繰越金		1	39,703	39,704
	1 繰越金	1	39,703	39,704
歳　入　合　計		8,324,511	40,728	8,365,239

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,178,477	40,728	8,219,205
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,178,477	40,728	8,219,205
歳　出　合　計		8,324,511	40,728	8,365,239

第２表　債務負担行為補正

追加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
督促状等印字封入封緘（かん）に要する経費	令和９年度	千円 1,786

令和８年第117号議案

令和８年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608,808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,049,576千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏

第１表　　歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		5,658,770	2,008	5,660,778
	2 国庫補助金	535,012	2,008	537,020
5 県支出金		3,932,892	4,761	3,937,653
	2 県補助金	97,729	4,761	102,490
7 繰入金		5,665,591	△5,226	5,660,365
	1 一般会計繰入金	4,531,969	△5,226	4,526,743
8 繰越金		1	607,301	607,302
	1 繰越金	1	607,301	607,302
9 諸収入		180,353	△36	180,317
	2 雑入	178,852	△36	178,816
歳　入　合　計		29,440,768	608,808	30,049,576

歳出

款	項	補正前の額	補　正　額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		930,661	△1,512	929,149
	3 介護認定審査会費	292,937	△1,512	291,425
4 基金積立金		34,239	429,092	463,331
	1 基金積立金	34,239	429,092	463,331
5 諸支出金		157,671	181,228	338,899
	1 償還金及び還付加算金	6,002	177,677	183,679
	2 一般会計繰出金	151,669	3,551	155,220
歳　出　合　計		29,440,768	608,808	30,049,576

第２表　債務負担行為補正

追加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
督促状等印字封入封緘（かん）に要する経費	令和９年度	千円 1,873

令和８年第118号議案

令和８年度岡崎市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条　令和８年度下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和８年度下水道事業会計予算第５条に定めた債務負担行為に、次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
雨水ポンプ場の改築に要する経費（八帖雨水ポンプ場）	令和９年度から令和10年度まで	350,000

令和８年８月25日提出

岡崎市長　内　田　康　宏